

柳川市監査委員告示第13号

地方自治法第199条第2項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

平成28年10月31日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 近藤 未治

平成28年度

行政監査結果報告書

監査のテーマ

「随意契約による業務委託契約に係る事務について」

平成28年10月

柳川市監査委員

(目 次)

第1	監査の概要	1
1	監査テーマ	1
2	監査の目的	1
3	監査の期間	1
4	監査の対象	1
5	監査の方法	1
6	監査の着眼点	2
7	監査を実施した監査委員名	2
第2	監査の概要	3
1	委託料の執行状況	3
2	委託契約の状況	3
3	随意契約の状況	4
(1)	契約件数及び契約金額	4
(2)	根拠規定	5
(3)	予定価格	10
(4)	見積り徴取の状況	12
(5)	起案文書への随意契約理由等の記載状況	14
(6)	継続年数	14
第3	監査の結果	15

第1 監査の概要

1 監査のテーマ

随意契約による業務委託契約に係る事務について

2 監査の目的

少子高齢化の進行等社会環境の変化や市民ニーズが多様化する中、地方公共団体は限られた経営資源で行政課題に対応するため様々な業務を外部に委託している。このような状況は本市においても同様である。

委託先は、「競争入札」により不特定多数の者の中から価格競争により決定することが原則であるものの、本市では例外的な取り扱いである「随意契約」によるものが大半を占めている。随意契約は、競争入札に比べ事務手続きが簡略で信頼性の高い相手方を選定できるといった利点がある一方、取扱いを誤れば、公平公正な競争が阻害され、金銭的な損失を被るばかりか特定の業者との癒着等市の信頼を失墜する事態にもなりかねないものである。現に、近隣自治体では、随意契約を巡り職員が官製談合防止法違反容疑に問われる事件が発生しており、本市においても法令遵守の徹底が強く求められている。

このような時事的要因を背景に、随意契約にて執行された本市の業務委託契約に係る事務の現状を把握し、以って適正な契約事務の遂行に資することを目的として行政監査を実施するものである。

3 監査の期間

平成28年7月5日から平成28年9月27日まで

4 監査の対象

平成27年度に随意契約にて執行された業務委託契約に係る事務

委託先が国県市等の機関であるものの他、老人福祉法第11条、児童福祉法第23条及び同法第24条に規定する措置並びに指定管理者制度に係る事務は除く。

5 監査の方法

平成27年度決算において委託料の支出のあった全部局に対し調査票の提出を求め、本市の契約事務の現状を把握するとともに、契約金額50万円以上の業務委託契約（施行令第167条の2第1項第3号に基づくシルバー人材センターとの契約は除く。）を随意契約にて執行した部局について契約に係る資料の提出を求め、提出された資料を審査、確認するとともに、必要に応じて関係職員からの説明を聴取し行った。

なお、監査の実施状況は次のとおりである。

◇調査票による監査 35課（契約件数1,107件）

◇契約関係書類による監査 31課（契約件数 346件）

6 監査の着眼点

- (1) 随意契約の理由は適正か。
- (2) 予定価格の設定は適正か。
- (3) 業者の選定・決定方法は適正か。

7 監査を実施した監査委員名

松藤 博明

近藤 未治

(注) 1 この報告書において、用語の略語は次のとおりとする。

地方自治法 法

地方自治法施行令 施行令

柳川市契約事務規則 契約事務規則

2 構成比（％）は、小数点以下第 1 位までの表示とし、小数点以下第 2 位を四捨五入した。

3 構成比は、合計が 100％となるように調整した。

第2 監査の概要

1 委託料の執行状況

過去5年間の各会計毎の委託料の執行状況は（図表1）のとおりである。

（図表1）

（単位：円・％）

年度	区分	決算額	委託料	構成比	すう勢指数
27年度	一般会計	31,085,141,119	4,482,730,852	14.4	117.3
	特別会計	12,785,275,942	112,695,828	0.9	78.8
	企業会計	1,891,965,656	65,378,849	3.5	113.8
	計	45,762,382,717	4,660,805,529	10.2	115.9
26年度	一般会計	32,067,816,766	4,174,487,260	13.0	109.3
	特別会計	11,562,341,638	147,060,018	1.3	102.9
	企業会計	1,741,774,704	68,278,536	3.9	118.9
	計	45,371,933,108	4,389,825,814	9.7	109.2
25年度	一般会計	32,526,789,112	4,545,626,786	14.0	119.0
	特別会計	11,359,947,901	106,745,841	0.9	74.7
	企業会計	1,601,336,434	64,446,543	4.0	112.2
	計	45,488,073,447	4,716,819,170	10.4	117.3
24年度	一般会計	30,138,446,906	4,207,731,848	14.0	110.2
	特別会計	11,381,412,743	117,609,877	1.0	82.3
	企業会計	1,710,669,077	62,325,093	3.6	108.5
	計	43,230,528,726	4,387,666,818	10.1	109.1
23年度	一般会計	27,918,465,595	3,820,134,100	13.7	100
	特別会計	11,351,390,060	142,972,740	1.3	100
	企業会計	1,686,156,139	57,434,166	3.4	100
	計	40,956,011,794	4,020,541,006	9.8	100

* すう勢指数は23年度を100とした場合の数値である。

決算額全体に占める委託料の割合は、毎年度10%前後で推移しており、平成27年度は10.2%である。

2 委託契約の状況

平成27年度に委託料として支出された4,660,805,529円のうち、委託先が国縣市等の機関であるものなど監査対象外としたものを除いた2,308,988,318円の、委託契約の方法別の件数及び契約金額は（図表2）のとおりである。

契約締結の方法については、法第234条第1項において「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定されており、また、同条第2項において、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されていることから一般競争入札が原則となる。

しかしながら、一般競争入札は、給食調理等の業務委託など5件（全件数の0.4%）、

指名競争入札は、庁舎等の清掃業務委託や用地等の測量業務委託など 60 件（全件数の 5.1%）に過ぎず、随意契約によるものが 1,107 件（全件数の 94.5%）を占めている。

（図表 2）

区分	件数（件）	構成比（%）	契約金額(円)	構成比（%）
一般競争入札	5	0.4	96,450,480	4.2
内 訳	一般会計	5	96,450,480	4.2
	特別会計	0	0	0.0
	企業会計	0	0	0.0
指名競争入札	60	5.1	291,650,045	12.6
内 訳	一般会計	58	265,469,449	11.5
	特別会計	1	4,004,640	0.2
	企業会計	1	22,175,956	0.9
随意契約	1,107	94.5	1,920,887,793	83.2
内 訳	一般会計	1,069	1,781,608,412	77.1
	特別会計	22	96,076,488	4.2
	企業会計	16	43,202,893	1.9
合計	1,172	100.0	2,308,988,318	100.0

3 随意契約の状況

(1) 契約件数及び契約金額

随意契約にて執行された業務委託契約のうち、今回の監査対象とした 1,107 件、1,920,887,793 円の部局別の契約状況は（図表 3）のとおりである。

契約件数では、多くの施設を抱える生涯学習課や学校教育課及び介護に係る業務を所管する福祉課に集中しており、契約金額では、可燃ごみ等の収集運搬業務や予防接種、健診業務などを所管する廃棄物対策課や健康づくり課において高額となっている。

委託された業務内容は、施設の維持管理や医療・福祉サービスに関する業務など多岐にわたっているが、平成 27 年度は、地方消費喚起・生活支援型交付金や地方創生先行型交付金を活用した事業に係る業務委託が行われているのが特徴である。

【交付金事業の例】

地方消費喚起・生活支援型交付金事業

- ・ 柳川市ふるさと旅行助成事業業務委託契約 10,000,000円（観光課）

地方創生先行型交付金事業

- ・ 創業支援拠点施設整備事業業務委託契約 18,133,757円（商工振興課）
- ・ 共創による地域産品の開発及び販売促進業務委託契約 14,962,320円（柳川ブランド推進室）
- ・ 柳川市人口ビジョン・総合戦略策定支援業務委託契約 8,000,000円（企画課）

(図表 3)

部 局 名		件数 (件)	構成比	金額(円)	構成比
総務部	人事秘書課	14	1.3	3,337,302	0.2
	総務課 (安全安心課含む。)	14	1.3	17,475,002	0.9
	企画課	25	2.3	51,683,123	2.7
	財政課	16	1.4	27,432,289	1.4
市民部	税務課	2	0.2	8,175,268	0.4
	市民課	2	0.2	1,594,293	0.1
	生活環境課	18	1.6	9,884,720	0.5
	廃棄物対策課	61	5.5	444,342,432	23.1
保健福祉部	福祉課	122	11.0	102,447,417	5.3
	子育て支援課	51	4.6	92,467,010	4.8
	健康づくり課	82	7.4	342,817,100	17.9
	人権・同和対策室	7	0.6	677,337	0.0
建設部	建設課	63	5.7	35,449,092	1.9
	まちづくり課	44	4.0	27,514,806	1.4
	国土調査課	6	0.5	78,931,436	4.1
	下水道課	8	0.7	50,867,614	2.7
	区画整理推進室	17	1.5	45,155,506	2.4
産業経済部	柳川ブランド推進室	7	0.6	25,367,185	1.3
	農政課	9	0.8	2,027,192	0.1
	水路課	36	3.2	88,945,613	4.6
	水産振興課	15	1.4	23,804,771	1.2
	商工振興課	3	0.3	24,093,447	1.3
	観光課	46	4.2	73,231,089	3.8
大和庁舎	市民サービス課	11	1.0	3,390,765	0.2
三橋庁舎	市民サービス課	11	1.0	5,650,224	0.3
会計課		1	0.1	699,192	0.0
水道課		16	1.4	43,202,893	2.3
教育部	学校教育課	121	10.9	156,393,871	8.1
	生涯学習課	239	21.6	120,015,942	6.3
	人権・同和教育推進室	6	0.5	820,534	0.0
	図書館	13	1.2	5,845,742	0.3
議会事務局		1	0.1	1,264,032	0.1
選挙管理委員会		4	0.4	1,421,280	0.1
農業委員会		1	0.1	247,860	0.0
消防本部		15	1.4	4,214,414	0.2
計		1,107	100.0	1,920,887,793	100.0

* 長期継続契約については平成27年度分のみ金額を計上している。

* 件数は調査票による件数である。

* 安全安心課は平成28年度に総務課に統合されたため、総務課に含めて計上している。

(2) 根拠規定

随意契約によることができる場合については、施行令第167条の2第1項に規定されており、同項各号の何れかに該当することが、随意契約とするための絶対条件である。

第1号

売買、賃借、請負その他の契約で、その予定価格が施行令で契約の種類に応じ定められた額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

この規定を受けて、本市では契約事務規則第21条において次のとおり定めており、工事又は製造の請負に係る委託については①の130万円、その他の委託については⑥の50万円が上限となる。

①工事又は製造の請負	130万円
②財産の買入れ	80万円
③物件の借入れ	40万円
④財産の売払い	30万円
⑤物件の貸付け	30万円
⑥前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

※ 第1号の額を越える場合には、第2号から第9号の適用を検討し、適用できなければ随意契約によることはできない。

第2号

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるために必要な物品の売り払いその他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

※ 性質又は目的が競争入札に適しないものであるか否かの判断は、個々具体的、客観的に判断されるべきであり、拡大解釈せぬよう適用にあたっては十分に注意する必要がある。

第3号

障害者支援施設等において製作された物品を買入れる契約や、シルバー人材センター、母子福祉団体等から役務の提供を受ける契約を普通地方公共団体の規則で定める手続きにより契約するとき。

第4号

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、普通地方公共団体の規則で定める手続きにより買入れる契約をするとき。

※ 第3号及び第4号の規定に基づく随意契約を締結する場合においては、契約事務規則第21条の2に定められた次の手続きを行う必要がある。

- ① あらかじめ契約の発注見通しを公表すること。
- ② 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準、申請方法等を公表すること。
- ③ 契約を締結した後において、契約の相手方となった者の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

第5号

緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

※ 主に災害時等、緊急に対応しなければ市民生活に重大な影響が生じる恐れのあるような場合であり、単なる事務の遅れによる場合は該当しない。

第6号

競争入札に付することが不利と認められるとき。

※ 国では予算決算及び会計令第102条の4第4号において、競争入札に付することを不利と認めて随意契約によろうとする場合の不利と認められる理由を次のとおり定めている。

- ① 現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入りに直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること。
- ② 随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあること。
- ③ 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させる恐れがあること。
- ④ 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなる恐れがあること。

第7号

時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

※ 「著しく有利な価格」とは、一般的には品質、性能等が他の物件と比較して問題がなく、かつ予定価格から勘案しても、競争入札に付した場合より客観的に見てもはるかに有利な価格で契約できるものと解されており、「著しく有利な価格」か否かは、個々に判断する必要がある。

第8号

競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

※ 再度の入札に付しても落札者がいないときには、随意契約とすることができるが、契約保証金及び履行期限を除くほか、競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件は変更することができないため、予定価格の範囲内で契約する必要がある。

第9号

落札者が契約を締結しないとき。

※ 落札者が契約を締結しないときには、落札者以外の者と随意契約することができるが、その場合の契約金額は予定価格の範囲内ではなく、落札金額の範囲内であればならない。

次に、本市での各号の適用状況は（図表4）のとおりである。

（図表4）

適用号数	件数 (件)	構成比 (%)	金額 (円)	構成比 (%)
第1号 予定価格が契約事務規則第21条に定める範囲内の額を超えないもの	282	25.4	34,979,360	1.8
第2号 性質又は目的が競争入札に適しないもの	630	56.7	1,548,962,727	80.6
第3号 シルバー人材センター等から契約事務規則で定める手続きにより役務の提供等を受けるとき。	104	9.4	144,967,754	7.5
第4号 特定の者が新商品として生産するものを契約事務規則で定める手続きにより買入れるとき。	0	0.0	0	0.0
第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。	23	2.1	14,356,571	0.8
第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき。	64	5.8	174,939,080	9.1
第7号 時価に比べ、著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。	6	0.5	4,370,464	0.2
第8号 競争入札で入札者がなく、再度の入札でも落札者がいないとき。	1	0.1	151,200	0
第9号 落札者が契約を締結しないとき。	0	0.0	0	0
計	1,110	100.0	1,922,727,156	100.0

※うち3件、1,839,363円は複数号の適用あり。

第1号は、施設機器等の保守点検業務を始め、様々な業務委託契約において適用されている。

第2号は、契約件数の56.7%、契約金額の80.6%を占めているが、この中には、第1号を適用できる予定価格が契約事務規則第21条に定められた額以下のものも多数含まれている。医療・福祉関連や電算システム関係の業務、施設機器等の保守点検業務などにおいて第2号が適用されている。

相手方の特定理由としては、業務の専門性・特殊性の他、既存システムの改修又は機器の設置メーカーであること、或いは本市での業務実績、業務・機器への精通性、これまでの業務との一体性といったものが多く見受けられる。

なお、第2号を適用した630件のうち18件183,327,355円はプロポーザル方式(注)により相手方を特定したものである。

(注) プロポーザル方式とは、高度な知識・専門的な技術や創造性、構想力などが要求される業務等において、複数の者から提案書の提出を受け、その中から意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、業務等の目的に最も適した企画・技術等を有する者を選定する方式。

第3号は、シルバー人材センターを相手方とした、清掃除草業務や施設の管理業務、配送業務などの役務の提供を受ける業務委託契約において適用されている。

第5号は、台風等の自然災害に伴う緊急性のある業務委託契約において適用されている。

第6号は、設計監理業務や、以前の契約に関連した業務委託契約において適用されている。

第7号は、主に機械警備業務委託契約において適用されている。

第8号は、「公園遊具保守点検業務委託契約」の1件にて適用されている。

平成27年度に締結された業務委託契約において、第4号及び第9号が適用されているものはない。

なお、改善を要するものが次のとおり見受けられた。

- 第1号は、契約事務の簡素化及び能率性の面から契約金額の少額な契約については、随意契約とすることができるとするものであるが、予定価格が契約事務規則第21条に定められた額以下であるにもかかわらず、他の号を適用しているものが多数見受けられた。

第2号以下の号の適用については、第1号で定められた金額を越える場合に判断すべきものである。

- 第2号の「性質または目的が競争入札に適しないもの」の適用理由として、『以前より実績があるため』といった特定性に欠けるものが見受けられた。

- ・ 環境対策活動業務委託契約（生活環境課）

- 相手方の特定にプロポーザル方式を用いているものの中には、参加業者が1者であるものが見受けられた。予め定めた審査方法や評価項目等に基づき相手方を特定しているが、比較対象のない中での評価であり、プロポーザル方式の最大の利点が活かされていない。

参加業者が1者であったものは次のとおりである。

- ・ 公共施設等総合管理計画策定及び地方公会計制度導入支援業務委託契約（財政課）
- ・ 固定資産評価見直し業務委託契約（税務課）
- ・ 「おもてなしハンドブック」製作業務委託契約（観光課）
- ・ 『共創』による地域産品の開発及び販売促進業務委託契約（柳川ブランド推進室）

- 契約の透明性及び公正性を確保するため、第3号により随意契約としたものについては、契約事務規則第21条の2に定められた契約前後の公表手続きが必要であるが、下記の契約については定められた公表手続きがされていない。

- ・ 公園等の清掃業務委託（単価契約）（まちづくり課）
- ・ むつごろうランド管理業務委託契約（生涯学習課）
- ・ 埋蔵文化財発掘調査業務委託契約（生涯学習課）

(3) 予定価格

ア 設定状況

予定価格については、契約事務規則第10条において仕様書、設計書等により定めると規定されており、また同規則第22条において、随意契約により契約を締結しようとするときは、この規定に準じて予定価格を定めなければならないとされている。

（図表5）は仕様書、設計書等の作成状況及び予定価格の設定状況について集計したもので、括弧書きは、監査対象契約件数1,107件に占める割合である。

（図表5） (単位：件・%)

		仕様書、設計書等		計
		作成あり	作成なし	
予定 価 格	設定あり	a 608 (54.9)	b 176 (15.9)	784
	設定なし	c 145 (13.1)	d 178 (16.1)	323
計		753	354	1,107

- b) 仕様書、設計書等は作成していないが予定価格の設定はしているもので、主に、前年度の契約実績や1業者の見積りをもとに予定価格を算定しているものなど

である。

- c) 仕様書、設計書等は作成しているが予定価格の設定はないもので、主に、要綱等で既に委託金額が決定しているものや、「学童保育所運営業務委託」のように市が行った必要経費の算定額を基に委託料を決定しているもの及び他課の契約に基づいたものなどである。
- d) 仕様書、設計書等の作成もなく予定価格の設定もないもので、主に、相手方との協議により予め委託金額が決定している医療機関等との契約や、シルバー人材センターとの契約などである。

(図表 6) は予定価格を設定していなかったものの内、契約金額が 500 万円を超えるものである。単価契約である各種検診（集団検診）業務委託契約については福岡県集団検診協議会の検診料基準額を目安として各単価の妥当性を判断し、その他の業務委託契約については事業の予算額を契約締結の上限と捉え契約を締結している。何れも予定価格は設定しておらず、予定価格を定めなければならないとの認識が欠けているように思われる。

(図表6)

契 約 名	金額 (円)	課名
創業支援拠点施設整備事業業務委託契約	18,133,757	商工振興課
各種検診（集団検診）業務委託契約	15,494,768	健康づくり課
柳川市ふるさと旅行助成事業業務委託契約	10,000,000	観光課
柳川観光PR映像を活用したプロモーション事業業務委託契約	5,256,360	観光課
西鉄福岡駅における「ステーションジャックプラス」広告掲出業務委託契約	5,000,000	観光課

*各種検診（集団検診）業務委託契約は単価契約。

なお、予定価格を設定していなかったものの中で、観光課が行った「国内外プロモーション媒体（法被・風呂敷）製作業務委託契約」については、予算額を越える金額で契約を締結している。通常、予算額を越える金額での契約締結はできないが、予定価格が定められていないために、このようなことが行われているものと思われる。

イ 算定方法

予定価格を定める場合においては、契約事務規則第 10 条第 2 項において、「取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない」と規定されている。

予定価格が設定されていた 784 件の算定基礎は（図表 7）のとおりである。

予定価格の算定において、「前年度の契約実績」を基にしたものが 303 件 (38.6%) で最も多く、次いで「設計書」が 216 件 (27.5%)、「1 業者の事前見積り」が 145 件 (18.5%) の順となっている。「その他」は、他課の契約を参考に算定したものや要綱等で定めのあるものなどである。

(図表7)

算定基礎	件数 (件)	構成比 (%)
設計書	216	27.5
国等の基準	50	6.4
前年度の契約実績	303	38.6
類似契約	35	4.5
複数業者の事前見積り	4	0.5
1業者の事前見積り	145	18.5
その他	31	4.0
計	784	100.0

(図表 8) は、予定価格と契約金額との関係を表したものである。

予定価格と契約金額が同額であるものの予定価格の算定基礎は、「前年度の契約実績」が最も多く 150 件 (49.5%)、次いで「1 業者の事前見積り」が 69 件 (47.6%) となっている。

さらに、「前年度の契約実績」の 150 件の内の 90 件 (60.0%)、「1 業者の事前見積り」の 69 件の内の 48 件 (69.6%) が 1 人の者からの見積書により相手方を決定しているものであり、業者が示した価格が予定価格に大きく影響を与えていることが伺われる。

(図表8)

区分	予定価格 = 契約金額 である契約数 (件)	各設定基礎の件数 に占める割合 (%)	備考
設計書	60	27.8	60/216
国等の基準	46	92.0	46/50
前年度の契約実績	150	49.5	150/303
類似契約	9	25.7	9/35
複数業者の事前見積り	2	50.0	2/4
1業者の事前見積り	69	47.6	69/145
その他	24	77.4	24/31
計	360	-	-

(4) 見積り徴取の状況

随意契約を締結する場合の見積書の徴取については、契約事務規則第 23 条におい

て、「3人以上の者から見積書を徴取しなければならない。ただし、契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき、若しくは取引の実例価格等を考慮して予定価格が適正と認められる1件の契約に係る予定価格が10万円以下のときは、1人の者から見積書を徴することができる。」と規定されている。

見積徴取の状況は（図表9）のとおりである。

（図表9）

見積り業者数	件数（件）	構成比（%）
1者	580	52.4
2者	28	2.5
3者以上	187	16.9
不徴取	312	28.2
計	1,107	100.0

見積り業者が1者であるものが52.4%と、半数以上を占めている。見積り徴取のないものの多くは、国や市が予め委託金額を決定しているものや、相手方との協議により委託金額を決定しているものなどであるが、中には、次のようなものもあった。

○ 見積書の徴取を漏らしているもの

・ 柳川市人権・同和教育夏期講座講演業務委託契約（人権・同和教育推進室）

（図表10）は、見積り業者が1者であった580件の契約を契約金額別に集計し、さらに適用された随意契約条項別に集計したものである。

契約金額が10万円以上のものについては、主に随意契約条項の第2号や第3号を適用し、相手方を特定して1者の見積りとしているが、随意契約条項の第1号を適用しているものの中には、相手方の特定理由を明らかにしないまま1者の見積りとしているものもあった。相手方を特定する理由がないのであれば、見積り業者を1者とすることはできない。

（図表10）

（単位：件）

契約金額		10万円未満	10万円以上 50万円未満	50万円以上 100万円未満	100万円以上 500万円未満	500万円以上	計
1者見積り		121	211	78	111	59	580
随 意 契 約 条 項	第1号	59	61	0	0	0	120
	第2号	27	100	50	59	45	281
	第3号	29	23	13	30	4	99
	第5号	3	8	4	0	0	15
	第6号	3	16	10	21	10	60
	第7号	0	2	1	1	0	4
	第8号	0	1	0	0	0	1

なお、10万円を超える契約で、相手方の特定理由の記載がないものは次のとおりである。

- ・三橋藤吉地内樹木剪定業務委託契約（建設課）
- ・不動産鑑定評価業務委託契約（区画整理推進室）
- ・審議会議事録作成業務委託契約（区画整理推進室）
- ・柳川城演出照明設置業務委託契約（観光課）

(5) 起案文書への随意契約理由等の記載状況

随意契約、業者選定及び見積り業者を1者とした理由の起案文書への記載状況は（図表11）のとおりである。

（図表11）

区分	記載あり		記載なし		計
	件数（件）	構成比（%）	件数（件）	構成比（%）	
随意契約理由	976	88.2	131	11.8	1,107
業者選定理由	861	77.8	246	22.2	1,107
見積り業者1者の理由	466	80.3	114	19.7	580

登記事務等業務委託（建設課）やシルバー人材センターへの委託をはじめとした101件（9.1%）で随意契約理由及び業者選定理由の記載がなく、随意契約が契約方法の例外であることの認識が欠けているように思われる。

随意契約理由及び業者選定理由の記載がなかった主なものは次のとおりである。

- ・柳川市内への移住・定住促進に向けた調査・研究に係る業務委託契約（企画課）
- ・弁護士業務委託契約（水路課・国土調査課）
- ・柳川ひまわり園交通誘導警備業務委託契約（観光課）
- ・柳川学校給食共同調理場警備業務委託契約（学校教育課）
- ・パソコン講座業務委託契約（生涯学習課）

(6) 継続年数

平成27年度契約業者との契約の継続状況は（図表12）のとおりである。

同一業者との継続年数が5年以上であるものは、652件で全体の58.9%を占めている。この内、見積り業者が1者であるものは364件である。

10年以上同一業者との契約が継続している業務の主なものは、施設等の管理業務や特殊性のある業務などである。248件が1者の見積りで、他者との見積り比較もなく相手方が固定化している状況にある。

(図表12)

(単位：件)

		不徴取	1者	2者	3者以上	計	構成比 (%)
1年	業務初年度	34	114	14	54	216	19.5
	前年度と別業者	15	8	3	11	37	3.3
2年以上5年未満		68	94	2	38	202	18.3
5年以上10年未満		27	116	6	47	196	17.7
10年以上		168	248	3	37	456	41.2
計		312	580	28	187	1,107	100.0

なお、(図表 13) は業者の選定理由であるが、「本市での契約実績」が 391 件 (30.1%) と最も多く、次いで、「その他」が 375 件 (28.9%)、「市内業者」が 361 件 (27.8%) の順となっている。「その他」の多くが、第 2 号、第 6 号の適用理由と同様の理由で相手方を特定したものである。相手方選定の段階で既に限定されており、同一業者との契約が継続している要因であると思われる。

(図表13)

区分	件数 (件)	構成比 (%)
市内業者	361	27.8
本市での契約実績	391	30.1
近隣自治体での契約実績	33	2.5
ネット等の情報	27	2.1
シルバー人材センター	112	8.6
その他	375	28.9
計	1,299	100.0

* 複数回答有り

第 3 監査の結果

地方公共団体が行う契約は入札によることが原則であり、法令の規定によって認められた場合にのみ行うことができるものである。従って、その範囲は限定されており、予定価格の設定や見積書の徴取といった契約に係る事務についても規定を設け、これにより透明性、公平公正性、競争性、経済性を担保しようとするものである。

本市の業務委託契約に係る事務の現状については、「第 2 監査の概要」の「3 随意契約の状況」のとおりであり、一部において適正さに欠ける事務も見受けられた。

については、契約事務において注意すべき事項等を下記のとおり列記した。現在行っている契約事務に照らし、改善すべき点は改善し、今後の契約事務に生かされるよう要望する。

なお、今回の行政監査は、随意契約にて執行された本市の業務委託契約に係る事務を対象に現状を把握し、適正な契約事務の遂行に資することを目的として実施したが、業

務委託契約に限らず、工事の請負や賃貸借契約、その他物品の購入等に係る契約事務においても同様である。

1 根拠規程の適用について

施行令第167条の2第1項各号の適用に当たっては、契約内容等との整合性について個々の契約で適正に判断する必要がある。特に、第2号「性質または目的が競争入札に適しないもの」を随意契約の根拠としているものが多数あるが、この中には単なる前例踏襲、担当者の論理的裏付けのない思い込み、情報収集努力の不足などによるものが含まれているのではないかと考えられる。公正な競争が阻害される恐れもあることから、適用に当たっては十分に注意し、法の趣旨と異なる拡大解釈や安易な適用は厳に慎まれない。

2 予定価格について

① 定期監査の折にも指摘しているが、予定価格調書の未開封、未記入を始め予定価格に係る事務が軽んじられている。予定価格は、適正な価格で契約を締結するための基準となる価格であり、契約事務規則に則り適正な事務に努められたい。

② 今回の監査では、前年度の契約実績や1業者の見積りを基に予定価格の算定をしたもののうち、予定価格と同額で契約したものが半数近くあった。特に、見積り合わせもなく相手方が決定してしまう見積り業者が1者であるものについては、業者に依存した価格設定となり、経済性が損なわれる恐れもある。予定価格の算定に当たっては、金額の妥当性について十分な精査が必要である。

3 起案文書について

随意契約は、市が任意に相手方を選定し行う例外的な契約方法である。それ故、随意契約条項の適用理由や業者選定理由は、誰もが納得できるよう具体的かつ明確である必要があり、相手方を1者に特定するのであれば尚更である。

4 長期固定的な契約について

5年以上同一の相手方と契約しているものが半数以上を占めている。

相手方を特定し長年1者との随意契約としていたものの中には、他者との見積比較を実施した結果、契約金額が以前よりも安価に抑えられたものがあつたとの事例をヒアリングを通して聴取した。これは、前例や思い込みに捉われず競争原理を働かせた好例であり、長期間継続している契約については、一度疑問を抱き見直すことも必要である。

最後に、今回の監査を通した所感を述べる。随意契約の状況等については、これまで詳細を述べてきたところではあるが、手続きの簡便さから業務遂行の迅速性を優先するがあまり慎重に検討を重ねることなく相手方を特定していることが伺えるなど、経済観念が希薄になっているように感じられる。

また、相手方の選定について疑問が感じられるものや国の全額補助があるが故に見積り内容が十分精査されていないと思われるものなども見受けられた。

定められた規則に則った契約事務がなされなかった場合の弊害は、競争性等の阻害には止まらない。特に危惧されるのが業者との癒着により不適切な関係が醸成されることである。仮に、このような事態が発生した場合の経済的、時間的、心身的負担は計り知れず市の信用失墜は多大である。職員においては、常に市民の目を念頭に置いた適正な契約事務の遂行に努めることが重要である。

加えて、本市の財政は子育て支援施策の充実や高齢化の進展に伴う社会保障関係費が増大する中、決して楽観視できる状況にはない。たとえ随意契約が認められる場合であっても、見積比較は勿論のこと、見積り内容を詳細に精査し、可能な限り経費節減に努め、ひいては財政健全化に繋げることが肝要である。